

鮎京正訓 著

『ベトナム憲法史』

日本評論社 1993年 x+290ページ

飯田 順三

I

今次（1993年）のASEAN外相会議において、ASEANへの加盟希望を表明したベトナムは、最近の米越関係改善に象徴されるように投資ブームの渦中であり、かつての「孤立した最貧国」という印象を払拭せんとして、いま経済発展に力を注いでいる。しかし、ベトナムは有望な投資先と考えられている一方、秘密主義・汚職構造などが指摘され、その改善が求められつつ、情報公開や法制の整備などが急務な状況となっている。その成果として、今年7月の国会では新農業法とともに新知的所有権法が制定され（*The Straits Times*, July 16, 1993）、市場経済原理に適合した法律が制定されつつある。

本書はフランス、アメリカとの対決を経て独立と統一を勝ち取り発展してきたベトナムを理解する恰好の書であり、ベトナムの法と社会の諸問題に対して史的分析をほどこしつつ、憲法学の領域からアプローチした労作である。また、わが国におけるベトナム法研究は、著者の指摘するごとく、「アジア法」研究全般がそうであるように、まだ緒についたばかりであり、その意味で本書は、著者が稲子恒夫と共に著した『ベトナム法の研究』（日本評論社 1989年）につづく、わが国近・現代ベトナム法研究の貴重な成果であるといえる。

構成は、

- 序章 アジアの立憲主義をめぐって
- 第1章 フランス人権宣言と社会主義思想
- 第2章 ベトナム憲法史
- 第3章 ベトナム憲法と「民族の権利」
- 第4章 ベトナム憲法と「人権」——マス・メディア

『アジア経済』XXXV-1（1994.1）

ア法を中心として——

終章 権利概念の展開からみたベトナム憲法史の特質

となっている。次にその内容を概観してみよう。

II

序章では、日本のアジア法研究の経緯、現在の状況を概観し、今後の課題となる諸点を提示している。つまり、「従来の単なる紹介と翻訳という状況を脱して、『アジア法』研究が、方法論的な自覚に基づいて行われつつある段階に入った」ことが指摘される。さらに、「社会主義」と「立憲主義」との関係が考察され、そして、アジアにおける立憲主義をめぐる諸問題について言及されている。

第1章は、フランス革命における諸人権宣言、フランス革命と自由・平等思想、1848年の2月革命前後における初期社会主義思想、マルクスの社会主義思想がそれぞれ考察されている。

第2章以下の内容を概観すると次のようである。

まず第2章第1節「ベトナム民族運動と憲法思想の展開」では、フランスの支配下において、1945年のベトナム8月革命にいたるまでのベトナムの憲法思想の系譜をたどっている。そこでは、8月革命までは「自決権あるいは民主的自由を含む『民族の権利』の主張が、独立の権利の主張へと発展し、『ベトナム民主共和国』という国家構想を樹立していく過程であった」ことが指摘されている。

第2節「独立宣言」においては、「かつての宗主国であったフランスに対する抗議、および直接的には日本の占領からの独立を宣言した」1946年の独立宣言の思想史的意義の検討がなされている。つまり、アメリカ独立宣言とフランス人権宣言が引用されている同宣言は、「西欧近代が生みだした『独立』と『人権』、『民主主義』の主張を出発点とするところに最大の特徴をもつ」ものであるが、この「独立」という価値と、「人権」および「民主主義」という価値とを「民族」という概念を媒介させることにより、統一しようという志向が同宣言にはみられる。すなわち著者は、「人間」の権利から出発しているのがアメリカ独立宣言で

あるとするならば、ベトナムの独立宣言は「民族」という「集団」から出発する点に特徴をもち、そして、「『個人』の権利だけでなく『国家』の権利だけでもない両者を含む『民族の権利』という権利概念として提起された」のがベトナム独立宣言である、と論ずる。

第3節「46年憲法」で著者は、当時の国際的・国内的な力関係を反映した結果、「フランスへの譲歩を含む憲法」という意味において、1946年憲法はホー・チ・ミンら革命勢力にとっては不本意な内容をもつものであり、「ベトナム憲法史のなかで特殊な位置を占めている」とする。さらに、フランスは第2次大戦後もかつての植民地を「フランス連合」として維持しようと試み、1946年10月27日公布のフランス第4共和制憲法において関連規定を設けたが、そこでは加盟国の「独立」の権利はなんら認められていなかった。一方、同年11月9日採択のベトナム憲法では「完全な独立」の「回復」が主張されており、第4共和制憲法とベトナム46年憲法との原理的矛盾が指摘される。

ベトナムは当時、フランス連合の一員になるか、独立を果たすかの「岐路に立たされていた」が、その後、フランスとの武力衝突へ突入していった史実をふりかえる時、結局「46年憲法は、第1次インドシナ戦争の『前夜』の産物」であった、と著者は見る。

第4節「59年憲法」では、第2次大戦後のベトナムが「独立」と「統一」とを目指したという事実を踏まえ、この2つの命題が当時のベトナム制憲史および憲法規範に与えた影響を考察し、さらに他の社会主義諸国の憲法と1959年憲法との相違について分析する。

具体的にはまず、1959年憲法採択にいたる経過についての内外の研究状況を紹介する。1959年憲法制定の動きは、「抗仏戦争後の北部における法の不整備と適法性の要求によって生じた」のである。すなわち、人民の民主的諸自由に対する侵害を惹起せしめる原因となる人民と幹部との間の関係を規制する法律がないという問題、国家の経済組織に関する法制度の欠如の問題、そして、国会、政府、裁判所の関係性が不明確であるという問題を克服するために1959年憲法が制定された。

そして、著者は1959年憲法の成立における草案の諸特徴を視野に入れながら、59年憲法の内容および特徴

について、先行研究を参考にしつつ論を進める。特に、1946年憲法が私有財産の保障を規定する「妥協」的性格を有するのに対して、59年憲法では、生産手段に対する所有形態が「全人民所有、合作社所有すなわち勤労人民の集団所有、個人勤労者所有、民族資本家所有」の4つのカテゴリーに規定された点が注目される。

さらに著者は、1959年憲法が、多くの論者が指摘する、54年の中国憲法の影響を受けたことを容認しつつも、「両者を共通性の面からのみとらえることは不十分である」とする。つまり、1959年憲法の長文の前文ほとんど全てを「統一」の問題にあてている点、そして54年中国憲法には存在しない「先進的な科学と技術をそなえる社会主義経済」の規定が59年憲法にある点を指摘しながら、著者は59年憲法の性格を「社会主義への過渡期の憲法であるとともに、南北分断状況を克服し、全土を『統一』するという具体的な戦略的任務をおびた憲法」であると位置づけ、80年の新憲法制定まで59年憲法は「『統一』の課題に制約されつつ『社会主義への総路線』の追求をめざす憲法として機能した」と結論する。

第5節「80年憲法」においては、国家組織、市民の基本的権利・義務についての新规定を中心に1980年憲法の内容が紹介される。そこでは、80年憲法は59年憲法にくらべ、「市民の基本的権利・義務について、権利のカタログを豊富化し、権利の手続的保障を拡大するとともに、自由権に対し明確な制限をおいた」ことが特徴となっていると指摘される。

さらに、1959年憲法ではまったくなく、80年憲法で導入された「集団主人権」の法的概念について分析がほどこされる。つまり、1980年憲法で明確に示された、権利と義務は不可分であるという考え方が、「集団主人権」の実質的内容であることが示唆されている。そして、1972年朝鮮憲法や77年ソ連憲法にくらべて、この「権利と義務の不可分性」が憲法上強調され明記されているがゆえに、80年憲法は他の社会主義諸国を含めた社会主義憲法史において特異な地位を占めているのであり、結局80年憲法の性格は、「南北統一という新しい条件のもとで、全国の社会主義革命をめざす時期における、『勤労人民の集団主人権』のシステムを規定した憲法である」と著者は見ている。

第6節「92年憲法」では、1986年のベトナムのドイモイ路線の開始、89年フランス人権宣言200周年、91年のソ連共産党の崩壊という状況において、保守派と改革派の論争を踏まえながら、3つの92年憲法草案の分析および92年憲法と従来のベトナム憲法との比較を通して、ベトナムが社会主義憲法を時代に適合させていこうとする過程が明らかにされている。

つまり、1980年憲法で廃止された国家首席制の復活とその権限の強化、首相の新設、私的所有形態の導入、土地使用権の譲渡の許可、個人および組織の合法的財産の非国有化の原則、外資の積極的導入、「集団主人権」概念の放棄と「人権」概念の採用などが92年憲法における重要な特徴として挙げられる。

そして著者は、1986年以降の「市場経済の導入と対外開放政策の展開への要請は不可避免的に、これまでのベトナム法の基本的方向およびベトナム法理論の転換を導きだしてきた」が、そのひとつの現れが、「人権」概念の採用であり、「現在のベトナムは、権利概念の展開過程という視点からみれば、『民族の権利』から『集団の権利』をへて『人権』にむかう方向へ確実に移行しつつある」と指摘する。

しかし、一方で自然権としての性格をもつ「人権」は否定されており、そのことは保守派の「体制制約原理」の確保であると著者はとらえている。さらに、統治機構や複数政党制などをめぐる保守派と改革派の対立の結果、1992年憲法は「矛盾するエレメント」を含んでおり、結局、「保守派と改革派の『妥協の産物』」が92年憲法であるがゆえに、早晩、ベトナムは新憲法を制定せざるをえなくなるであろうと著者は予測している。

第3章では、まず、1919年のパリ平和会議に対してホー・チ・ミンが提出した嘆願書、『安南人民の要求』との対比において、45年ベトナム独立宣言が考察されている。

第2節「『基本的な民族権』概念の成立過程と構造」で著者は、1945年独立宣言に現れた「民族の権利」概念の発展概念としての「基本的な民族権」（第2章第4節でも若干触れられている）について、まず「民族の権利」概念の形成の時期および用語としての「基本的な民族権」が確立していく時期を中心に、この「基

本的な民族権」概念の成立過程を考察したのち、その概念構造の分析をベトナム語文献を手掛かりに展開している。ここでは、(1)「民族の権利」と「基本的な民族権」との概念的区別を可能にさせる「基本的」という形容詞の意味するもの、(2)「基本的な民族権」の4つの構成要素である独立・主権・統一・領土保全の意味と相互関係、(3)「基本的な民族権」と基本的人権、平和、自決権との概念的区別、が考察される。その結果、以下の見解が導き出される。

上記の「基本的な民族権」の4つの構成要素は相互に密接に結びついた概念である。この4つは「人民の生存と十全な発達」にとって不可欠のもので、「市民的自由あるいは基本的人権の基礎」であり、「すべての人民の熱望に合致している」がゆえに「基本的」である。「基本的な民族権は、基本的人権などとともに、『民族の権利』を構成する権利であり、『民族の権利』すなわち『人間の基本的権利』の基底をなす権利」である。このような「基本的な民族権の保障に依拠した平和」でなければ、それは「いつわりの平和」である。また、自決権に先行する概念が「基本的な民族権」である。

第3節「ベトナム憲法と少数民族」では、まず「民族」概念が、(1)「ベトナム、ラオス、カンボジアの各民族(nation)という意味における『民族』」概念、(2)「ベトナム自体の分裂支配に対抗する『民族』(nation)概念」、すなわち「ベトナムに生活する諸民族全体をあらわす概念」、(3)「『少数民族』(minorities)としての『民族』」概念の3つに分類されている。その上で、本節では「ベトナム憲法史において民族の問題がどのように扱われてきたかを考察」するために、ベトナム諸憲法および少数民族政策と関連諸決議に現れた「民族」規定の推移を追求している。具体的には、「ベトナム自治区」と「タイバック自治区」の成立から廃止までを考察する。

第4章「ベトナム憲法と『人権』——マス・メディア法を中心として——」では、1989年マス・メディア法を取り上げ、言論・出版の自由がどのような法的規制をうけているかに焦点をあてながら、同法を57年マス・メディア法およびベトナム諸憲法と対比しながら、ベトナムでは言論・出版の自由権が「『体制的制約原

理』ともいいうる制限を加えることによつてのみ、認められるという状況」が指摘される。しかし現代ベトナムにおいては、従来からの「集団」の論理とは異なる論理の登場を確認しうる状況であり、「市民の基本的権利・義務に直接かかわる法分野において、これまでとは異なる状況が生みだされ、異なる意見が存在していること、また、存在を許されていることは、重大な変化としてうけとめることができ、「従来の憲法原理の転換の時期に直面している」と著者は考察している。

終章「権利概念の展開からみたベトナム憲法史の特徴」では、ベトナム憲法史の特徴は「『独立』と『統一』の問題が、『民主主義』と『社会主義』の問題の前提条件として一貫して追求されたこと」であり、「民主主義的変革および社会主義的変革を行うさいに、少なくとも、理念のうえでは、法の役割を重視したことであり、適法性の強調であった」と著者は結論している。さらにドイモイ路線以降のベトナムの権利概念の展開過程を視野に入れながら、著者は「現在のベトナムが抱える諸問題が、今後、人権概念をめぐる攻防として、推移していくであろうことは、明らかである」とベトナム憲法論の将来を洞察している。

III

本書の特徴は著者自身がいうように、かつての「北」ベトナムの諸憲法を主に考察の対象とし、「ベトナム憲法史が生み出していく権利概念の変遷から、ベトナムにおける法と社会の問題へアプローチしようとしたこと」にあり、「さまざまな権利概念がどのような歴史状況のもとで現われてきたのか」について検討されている点にある。このような視点をもつ本書は一方で、1993年6月にウィーンで行なわれた世界人権会議における、先進諸国が唱える絶対的普遍の人権観と、経済的發展を優先する発展途上国が主張する文化相対論的人権観との対立を、より本質的に理解し、ひいては今後の人権論を考えていくうえで恰好の書といえよう。

通読後の感想としては、まず、わが国のアジア法研究は、従来の単なる紹介と翻訳という状況を脱して、方法論的な自覚に基づいて行なわれつつある段階に入

った、との著者の指摘は傾聴に値する。だが、アジア諸国家の現代法の紹介やその翻訳についての学問的蓄積は欧米法研究にくらべると愕然たる差があり、わが国における「アジア法」を研究対象とする法学研究者の数そのものがまだ充分ではない状況である。少なくとも私の知るタイ法についてはそうである。また、東南アジア諸国の現代法について、はたしてわれわれほどの程度の知識を有しているであろうか。したがって、著者のいう「方法論的な自覚」に基づいて行なわれる研究とともに、より一層、紹介や翻訳などを含めた基礎的研究が蓄積されていくことも必要であろうと思われる。

次に、ベトナム少数民族の人権ないし民族権についてである。ベトナムの少数民族が「民族」であるならば、それら少数民族も「基本的な民族権」を有するのであるか。もし、それら少数民族も「基本的な民族権」を構成する4つの要素である独立・主権・統一・領土保全の権利を有するとすると、ベトナムは国家として独立、統一を追求しながら、一方で少数民族が欲するならば、その独立と主権をみとめるのだろうか。これは、ベトナムが国家としての統一を保つことと原理論理的に矛盾しないか、という疑問である。

さらに、ベトナム＝カンボジア関係についてである。歴史的にクメール帝国時代からカンボジアは、北からやってきた「白い肌の異民族」、ベトナム民族によって領土が侵食されてきた。さらにベトナム統一以降、特に最近のカンボジア和平協定成立までの、現実のベトナムの対カンボジア政策は、独立・主権・統一・領土保全から成る「基本的な民族権」概念をいかに反映していたかである。カンボジアにおいて、いわゆる傀儡政権を樹立したベトナムは、クメール「民族」（カンボジア人）の「基本的な民族権」をどのように消化しながらベトナム諸憲法を制定してきたのであろうか。抑圧的西欧帝国主義からの独立・統一を目指して生まれた「基本的な民族権」概念は、はたして水平的視点でのアジア同胞諸国の「基本的な民族権」をも意味していたのだろうか、という疑問である。

さて、技術的な観点から一言するならば、稲子恒夫・鮎京正訓著『ベトナム法の研究』の評者、千葉正士教授が指摘したように（『法律時報』第61巻第10号

1989年9月 130～131 ページ), 索引の付加がその図書の内容の整備ぶりを示す一要素である。この点, 本書は事項索引とともに人名索引も付されており読者に便宜が図られている。なお参考文献一覧があればよりいっそう便利であったと思う。さらに, 叙述事項の重複が若干みられたが, 書下し論文を含めながら, 1978年以降発表したベトナム法関係の諸論文を編集した本

書の性格からはやむをえなかったかもしれない。

とはいえ, 内容的には内外の関連研究を丁寧にたどり, 手際よく整理し, またベトナム語文献を駆使しながら, 著者独自の視点でベトナム憲法史とその原理的概念の分析をほどこし, 充実した内容となっている。著者の長年にわたるベトナムへの関心とベトナム法研究の蓄積を十分に示す力作である。

(創価大学専任講師)